

# 埼玉県ソフトボール協会競技者等の行動に関する規程

(平成 22 年 11 月 20 日第 3 回理事会承認)

埼玉県ソフトボール協会は、当協会規約第 2 章目的及び事業に従い、ソフトボールの普及及び振興を図るため、当協会に登録するチーム及び個人（選手・監督・コーチ・審判員・記録員・公認指導者・役員・その他関係者）（以下「競技者等」という）の行動に関する競技者等規程を定める。

(競技者等の精神)

- 第 1 条 競技者等は、ソフトボール競技を行うに当たって、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさなければならない。
- 2 競技者等が大会、競技会に参加する場合は、主催者が規定する大会要項に従うものとする。
  - 3 競技者等は、埼玉県ソフトボール協会の定めた諸規定に従い行動しなければならない。

(違反行為・競技者等の義務・禁止事項)

- 第 2 条 当協会の品位、名誉を傷つける行為及び暴力行為・暴言・セクシャルハラスメント・個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- 2 (財)日本ソフトボール協会が規定した「競技会運営に関する注意事項」・「チーム登録規定」・「公認審判員規定」・「公式記録員規定」及び当協会の内規に規定した事項に不正があった場合。
  - 3 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
  - 4 加盟団体及び競技者等が、方法の如何を問わず不正行為に関与したとき。
  - 5 加盟団体又は競技者等が、不正経理を行ったとき。
  - 6 試合中の競技者等の行為に関する罰則は、会場責任者の決定した処分によるものとし、次試合以降の処分は、別途決定する。

(処分の内容)

- 第 3 条 前条に違反した場合の競技者等に対する処分の内容は、その違反の程度に従い次の通りとする。
- なお、加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合は、その個人に対して処分を科するほか、その個人の所属する加盟団体に対しても処分を科することが出来る。ただし、加盟団体に過失がなかったときはこの限りでない。
- (1) 戒告 ※口頭注意・文書注意・始末書など
  - (2) 賞の返還
  - (3) 試合結果の無効
  - (4) 一定期間・無制限・永久的な公式試合の出場停止又は協会活動の停止及び役員の資格停止
  - (5) 除名
  - (6) その他競技者等の故意でない違反行為については、注意等の処分

(審査委員会)

- 第 4 条 競技者等に違反行為があった場合、第 3 条に定める処分を決定する「審査委員会」を置く。
- 2 審査委員会は、当協会の正副会長・理事長・各支部支部長・各支部事務局長・県事務局で構成し、会長が委員長となる。ただし、必要がある場合は他の役員を参加させることが出来る。
  - 3 審査委員会の決定事項については、審査委員会開催後直近の理事会に原則報告する。
  - 4 審査委員会は、公正を期するため、当事者に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、当事者の同意・拒否・無断欠席の場合を除く。

(不服の申し立て)

- 第 5 条 処分決定の後、新たな反証を有する場合に限り、当事者への通知から 2 週間以内に再審査請求することができる。
- 2 再審査の手続きは、第 4 条に定める規定に準じて行う。

附 則 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。